

## ○春日井市文芸館ギャラリー利用調整会議要綱

### (設置)

第1条 春日井市文芸館ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の円滑かつ適正な利用を図るため、春日井市文芸館ギャラリー利用調整会議(以下「利用調整会議」という。)を設置する。

### (調整事項)

第2条 利用調整会議は、次の事項について調整する。

- (1) ギャラリー利用許可計画案に関すること。
- (2) その他ギャラリーの利用に関し必要な事項

### (組織)

第3条 利用調整会議は、委員 5 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芸術関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の在職期間は、連続して 4 年を超えてはならない。

### (会長)

第5条 利用調整会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、利用調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 利用調整会議は、会長が召集する。

- 2 利用調整会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第7条 利用調整会議の庶務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。

### (指定管理者)

第8条 春日井市文芸館条例(平成 11 年春日井市条例第 16 号)第 3 条の 2 の規定によ

り市長が指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、第6条第1項の規程にかかわらず、会長は当該会議を招集しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用調整会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。